9 在宅生活の支援

日中一時支援事業（日帰りショート）身知精

〔対象者〕
在宅の障害のある人及び障害のある子ども
地域生活支援事業の支給決定を受けておくことが必要です。

〔内容〕
家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、障害者支援施設などにおいて一時的に預かり（宿泊を伴わない）、活動の場を提供します。

〔利用者負担〕
所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕
各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問入浴サービス 者

〔対象者〕
自宅や通所サービスなどで、入浴することが困難な重度身体障害のある人

〔内容〕
看護師及び介護職員が乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴サービスを行います。
※介護保険が優先的に適用されます。

〔利用者負担〕
所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕
各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問給食サービス 者

〔対象者〕
栄養管理・改善が必要なひとり暮らしの重度障害のある人

〔内容〕
バランスのとれた食事を調理し、居宅へ訪問配達します。（週5日以内、1日1食）

〔料金〕
1食当たり550円以内

〔窓口〕
各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

在宅重度身体障害者の訪問診査 ㊨

〔対象者〕

身体的、地理的条件等により、障害福祉センターへの来所相談や身体障害者巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害（肢体不自由）のある人等

〔内容〕

医師等が家庭を訪問し、肢体不自由に係る補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害者巡回相談 ㊨

〔対象者〕

肢体不自由の身体障害のある人等

〔内容〕

医師等が各区役所等（小倉北区を除く）に定期的に巡回し、補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度障害者大学等進学支援事業 ㊨

〔対象者〕

市内に居住しており、重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人
※障害支援区分の認定が必要となります。

〔内容〕

授業のある日に、自宅から大学等への移動と、学校内の活動（排泄や食事等を含む）をヘルパーが支援します。
※ただし、大学等の支援が可能な部分については、そちらが優先となります。
※修学に関わらない活動への支援は本事業の対象外です。

〔対象となる学校〕

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校

※ただし、以下の要件を満たすことが条件となります。

・障害のある学生の支援について協議する委員会や支援業務を行う部署があること

・大学等において、常時介護を必要とするような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

医療的ケア児レスパイト事業 児

〔対象者〕

以下の全てに該当する医療的ケア児が対象です。

- 北九州市内に住所を有すること
- 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間であること
- 在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- 訪問看護による医療的ケアを受けていること

〔内容〕

訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用の一部を助成します。

助成対象者一人につき、単年度あたりの利用時間には上限があります。

〔窓口〕

保健福祉局障害者支援課　TEL 093－582－2424

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 身 知 精

〔対象者〕

北九州市内に居住する障害のある人（障害のある子どもを含む）で、次の全ての要件に該当する人

１）意思疎通を図ることが困難な人
障害支援区分認定調査項目のうち「3－3 コミュニケーション」の項目について、「日常生活に支障がない」以外に該当していること

２）単身の世帯又はこれに準ずる世帯に属する人

３）居宅介護、重度訪問介護（ただし「重度訪問介護」において病院等入院中のコミュニケーション支援等の提供を受けることができる場合は除く）、行動援護又は重度障害者等包括支援等のサービスを現に利用している人

４）入院した医療機関からコミュニケーション支援員の受け入れについて承諾を得た人

〔内容〕

入院先の医療機関にコミュニケーション支援員を派遣することにより障害のある人（障害のある子どもを含む）が、医療従事者と意思疎通を図り円滑な医療行為を受けることができるように支援します。

〔利用者負担〕

所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

要約筆記者の派遣 ㊞

〔対象者〕

聴覚障害があり、外出等で要約筆記者がいないと意思の疎通が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、要約筆記者を派遣します。

派遣時間：概ね1回2時間以内

料　　金：無料。ただし、要約筆記者の同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

視聴覚障害者情報センター（16頁）

手話通訳者の派遣 ㊞

〔対象者〕

聴覚障害や音声・言語機能障害があり、外出等で手話通訳者がいないと意思の疎通が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、手話通訳者を派遣します。

派遣時間：原則として1回4時間以内

料　　金：無料。ただし、手話通訳者の同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣 ㊞

〔対象者〕

視覚障害と聴覚・言語障害の重複があり（おおむね身体障害者手帳２級以上）、外出等で通訳・ガイドヘルパーがいないと意思の疎通及び移動が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

派遣時間：原則として1回4時間以内

料　　金：無料。ただし、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

市議会本会議・委員会傍聴時の補聴器及びヒアリングループの利用 ㊞

〔対象者〕

本会議・委員会を傍聴する聴覚障害のある人

〔内容〕

ヒアリングループは、傍聴席の一定の広さの一画をループアンテナで囲い、音声を電波に変換してループアンテナから送信することにより、囲いの中にいる方の補聴器に、音声が明瞭に入るようになる機械です。この機械を議場と委員会室に設置しており、補聴器の貸し出しを行います。

〔窓口〕

北九州市議会事務局総務課　TEL 093－582－2621　FAX 093－582－2685

ヒアリングループ（聴こえをよくする装置）の貸し出し ㊞

〔内容〕

ヒアリングループは、会議室等で一定の広さの一画をループアンテナで囲い、マイクやテープなどの音声を電波に変換してループアンテナから送信することにより、囲いの中にいる方の補聴器に、音声が明瞭に入るようになる機械です。

このヒアリングループの貸し出しを行います。

〔貸出対象〕

会議、催し物を開催する団体・グループ

※個人の方には貸し出しできません。

〔貸出場所〕

各区役所総務企画課

※戸畑区のみ東部障害者福祉会館

〔問合せ〕

保健福祉局障害福祉企画課　TEL 093－582－2453　FAX 093－582－2425

公文書の点字シール貼付 者 ㊞

〔対象者〕

視覚障害のある人

〔内容〕

市役所が発送する「市県民税納税通知書」、「固定資産税納税通知書」、「国民健康保険料納入通知書」、「介護保険料納入通知書」及び「重度障害者医療証」の封筒右下に、その文書の内容を表す点字シールを貼って送付します。

※新規希望者は、名簿の登録が必要となります。

〔名簿登録窓口〕

保健福祉局障害福祉企画課　TEL 093－582－2453　FAX 093－582－2425

〔各公文書発送窓口〕

対象の公文書	担 当 課	電話番号
市県民税納税通知書	財政・変革局課税第一課	093-582-2033
固定資産税納税通知書	財政・変革局固定資産税課	093-582-2036
国民健康保険料納入通知書	保健福祉局保険年金課	093-582-2415
介護保険料納入通知書	保健福祉局介護保険課	093-582-2771
重度障害者医療証	子ども家庭局子育て支援課	093-582-2602

補助犬の貸与 者 ㊨

〔対象者〕

次のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの満１８歳以上の方で、訓練センターにおいて、補助犬とともに共同訓練を受けて、その課程を修了した人

（盲導犬）視覚障害1級・2級

（聴導犬）聴覚障害2級

（介助犬）肢体不自由1級・2級

〔内容〕

補助犬を無償貸与します。

〔問合せ〕

	名　　称	所　在　地	電話＜ファックス＞番号
盲導犬	公益財団法人 九州盲導犬協会	〒819-1122 福岡県糸島市東702-1	092-324-3169 ＜092-324-3386＞
	総合訓練センター		
聴導犬 介助犬	特定非営利活動法人 九州補助犬協会	〒819-1301 福岡県糸島市志摩井田原76-20	092-327-0364 ＜092-327-0364＞

障害者パソコンサポーターの派遣 ㊨㊥㊩

〔対象者〕

障害者手帳（身体障害、知的障害、精神障害）を持つ市内居住者で、下記のいずれかに該当する人・団体

① 障害のために、パソコンの設定や操作等に支援が必要な人

② 障害によって、一般のパソコン教室で習うことが困難な人

③ 障害のために、外出が困難な人

④ ①～③に該当する人が参加する講座等で補助講師を必要とする団体（通年のパソコンサークルや営業・経済活動等を除く）

詳細は、下記窓口にお問い合わせください。

〔内容〕

障害の特性に応じたパソコン操作を修得しているパソコンサポーターが、電話や訪問などにより、パソコンの設定や基本操作等について支援します。

〔窓口〕

公益社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会

TEL　093－882－6770　FAX　093－882－6771

もらって安心災害情報配信サービス

〔対象者〕
スマートフォンやパソコンなどの、ｅメールを受信できる情報処理端末を所有する方

〔内容〕
消防車の出動や地震情報、避難に関する情報等を、ｅメールでスマートフォンやパソコンなどに配信します。

〔登録方法〕
ご利用になるためには、事前に登録が必要です。
e-kitakyushu.kitakyushu-fd@raiden2.ktaiwork.jp に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。

〔費用負担〕
登録は無料ですが、受信費用（通信費用）は自己負担です。

〔窓口〕
消防局総務課　TEL　093－582－3802

ファクス１１９ ㊙

〔対象者〕
言葉や耳の不自由な方で、電話による119番通報が困難な方

〔内容〕
火事や急病等の緊急時に、ファクスで消防車又は救急車を要請することができます。
通報用ファクス用紙（ファクス119番通報カード）は各消防署及び各区役所高齢者・障害者相談コーナーにあります。また、消防局のホームページからもダウンロードできます。
ファクス番号　局番なしの119
ファクス119様式掲載ホームページ
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/12901012.html

〔費用負担〕
ファクス番号局番なしの119は無料です。

〔窓口〕
消防局指令課　TEL　093－582－3823

ＮＥＴ１１９緊急通報システム ㊙

〔対象者〕
聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方で北九州市内に在住の方、又は北九州市に通勤・通学される方

〔内容〕
火事や救急等の緊急時に、スマートフォン等からインターネット回線を利用して、全国どこからでも音声によらない１１９番通報をすることができます。
簡単なボタン操作で通報でき、通報者の位置も特定することができます。
また、外出先でも最寄りの消防本部へ直接通報（当該システムを整備している場合に限る。）することができます。
なお、利用するためには事前登録が必要です。
NET119緊急通報システム案内掲載ホームページ
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/12901023.html

〔費用負担〕
NET119緊急通報システムの登録料及び利用料は無料です。
ただし、通信料は利用者の負担となります。

〔窓口〕
消防局指令課　TEL　093－582－3823

ファックス１１０番 ㊨

〔対象者〕
言葉や耳の不自由な方

〔内容〕
福岡県内で事件や事故に遭遇した際の警察への緊急通報手段です。
ファックスを利用して通報できます。
FAX 092-632-0110

〔費用負担〕
ファックス使用料金は自己負担となります。

〔その他留意事項〕
「ファックス110番」は言葉や耳の不自由な方専用の緊急通報システムです。
一般の方は、電話での110番通報をご利用ください。

〔問合せ〕
福岡県警察本部 通信指令課　TEL 092－641－4141

１１０番アプリシステム ㊨

〔対象者〕
言葉や耳の不自由な方
音声による通報が困難な方

〔内容〕
スマートフォンなどを活用して文字や画像で警察へ緊急通報可能なシステムです。
国内どこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報できます。

〔掲載ホームページ〕
https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/

〔費用負担〕
本システムは、インターネット回線を利用しており、通信料は自己負担となります。

〔その他留意事項〕
本システムは、聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が警察に通報するためのものです。音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。
本システムのご利用には、事前登録が必要です。また、ＧＰＳ機能をＯＮにし、ＧＰＳによる位置情報の取得に同意していただく必要があります。
その他の留意事項については警察庁のホームページをご確認ください。

〔問合せ〕
福岡県警察本部 通信指令課　TEL 092－641－4141

あんしん通報システム ㊙

〔対象者〕

緊急事態を自力で回避することができないと認められる人で、次のいずれかの人
① 重度の身体障害がある人のみからなる世帯の人（ひとり暮らしを含む）
② 重度の身体障害がある人で、かつ高齢者又は身体障害がある人のみからなる世帯の人
※重度の身体障害がある人とは、障害程度１・２級の人

〔内容〕

重度の身体障害のある人などのお宅に通報用の機器を設置し、ペンダント型送信機のボタンを押した場合や、火災センサーが煙、熱を感知した場合に、24時間体制の民間コールセンターに緊急通報が届きます。民間コールセンターは、警備員による駆けつけを行うとともに、状況に応じ消防指令センターに救急車、消防車の出動を要請し、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。緊急時に備え、事前に鍵をお預かりすることもできます。
また、通報用の機器の相談ボタンを使い、24時間365日いつでも医療・福祉の専門スタッフに健康相談ができます。
※一部地域（離島、山間部等）では、サービスの内容に制限があります。

〔費用負担〕

世帯の状況	月額利用料
・生計中心者が市民税非課税の世帯 ・生活保護受給者等	無料（全額市補助）
上記以外	1,550円（別途消費税）

〔窓口〕

各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

携帯電話の緊急速報メール

〔対象者〕

受信対応機種を所有する方

〔内容〕

緊急地震速報や津波警報及び特別警報、国・地方公共団体の災害・避難情報を、エリア内の携帯電話に強制配信するシステムで対応機種であれば受信可能です。
利用するための事前登録は必要ありません。
なお、受信可能かどうかは各携帯会社へお問い合わせください。

北九州市・防災Ｘ（旧ツイッター）

〔対象者〕

北九州市内に在住の方

〔内容〕

避難情報や気象情報などの防災・危機管理情報のほか、防災啓発に関する各種情報を発信しています。
アドレス　https://x.com/kitakyushu_kiki

視覚障害・聴覚障害のある人に対する避難情報の提供 ㊙

〔対象者〕

以下のすべてに該当する方

① 視覚障害（障害等級1･2級）のある人、又は聴覚障害（障害等級2級）のある人（総合等級ではなく個別等級）

② ひとり暮らし、又は視覚障害や聴覚障害のある人のみからなる世帯の方

③ 携帯電話を保有せず、固定電話、ＦＡＸ電話のみを保有している方

④ 病院や社会福祉施設等に入院又は入所していない方

〔内容〕

携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人へ、自宅の固定電話やＦＡＸへ避難情報（緊急速報メール同様）を提供しています。なお、利用するためには事前登録が必要です。

〔費用負担〕

通話料や通信料は不要ですが、ファックス用紙やインクは自己負担となります。

〔窓口〕

危機管理室危機管理課、各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

防災アプリ「ハザードン」

〔対象者〕

対応機種を所有する方

〔内容〕

防災アプリ「ハザードン」は、いち早く災害に関する情報を入手することができるスマホ用アプリであり、開設している避難所や土砂災害に関する情報などを知ることができる。

１ 主な機能

（１）気象情報のお知らせ

土砂災害や河川氾濫などの情報が通知され、色分けした地図で各地点の危険度を確認できる。

（２）避難所情報

避難所に関する情報を確認でき、開設された避難所は色分けされて表示される。

（３）各種ハザード情報

土砂災害警戒区域や津波浸水想定などのハザードマップを確認することができる。

（４）見守り機能としての活用

情報が欲しい地点を複数登録できるため、見守りツールとしても利用が可能である。

２ ダウンロード

（１）iOS 用

AppStore：防災アプリ「ハザードン」ダウンロードページ（外部リンク）

（２）Android 用

Play ストア：防災アプリ「ハザードン」ダウンロードページ（外部リンク）

ios 用　　Android 用

すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています

北九州市では、障害のある人が安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業（48頁）において、火災警報器の給付を行っています。

火災警報器を設置することにより、火災の発生をいち早く察知でき、被害の拡大を防ぐことができます。

本制度を利用し、火災警報器の設置に努めてください。

お問い合わせは、各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）へ

粗大ごみ持ち出しサービス 者

〔対象者〕

身体障害、知的障害、精神障害等、障害の種類は問わず認定を受けている方
（健常者と同居している場合は対象となりません）

〔内容〕

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。
※引越ごみの制度との併用はできません。

〔手数料〕

粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。
持ち出し手数料の納付は、「粗大ごみ納付券500円」を使用してください。

粗大ごみ手数料	持ち出し手数料	支払合計
300円	＋500円 ⇒	800円
500円	＋500円 ⇒	1,000円
700円	＋500円 ⇒	1,200円
1,000円	＋500円 ⇒	1,500円

〔申込方法〕

粗大ごみ受付センターに電話又はファックスで申し込んでください。
TEL 093－513－3005　FAX 093－531－5390
受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00
（収集日の前日まで、祝日も受け付けます）

ふれあい収集 者 身 知 精 難

〔対象者〕

（１）障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯
（２）介護保険の要介護2以上の単身世帯
（３）その他、環境局長が認める者
同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者
１．申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
２．要介護2相当以上の状態（歩行困難が目安）で介護保険の申請手続中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続を申請中の者
３．ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

※同居の方がいる場合は、同居者も（1）または（2）に該当する必要があります。
※親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象となりません。ごみ出しでお困りの方はご相談ください。
※（3）に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。
※市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についておうかがいしたうえで、決定します。

〔内容〕

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関先まで収集にうかがいます。週1回、指定袋に入れられた全ごみ種（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック）を収集します。手数料は必要ありません。

〔申込方法〕

各区役所の高齢者・障害者相談コーナー、環境局業務課のホームページに申込書がありますので、申込書と必要書類（障害福祉サービスの受給者証の写しなど）を各区役所の高齢者・障害者相談コーナーに提出してください。申込書は代筆、郵送も可能です。
郵送先　〒803-8501 小倉北区城内1-1 北九州市環境局業務課

高齢者・障害者あんしん法律相談

〔対象者〕
障害のある人及びその家族等
〔内容〕
障害のある人の基本的人権の擁護や財産管理などの諸問題について相談を受け、その解決によって障害のある人の地域生活を支援します。
〔窓口〕
各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

地域福祉権利擁護事業 者

〔対象者〕
財産管理等を自分の判断で適切に行うことが困難な障害のある人
〔内容〕
金銭管理サービスや福祉サービスの手続き援助、財産保全などのサービスを提供することにより、個人の財産と権利を守るための支援を行います。
〔窓口〕

名　　称	所　在　地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
権利擁護・市民後見センター「らいと」	〒804-0067 戸畑区汐井町1－6 （ウェルとばた3階）	093-882-4914 ＜093-882-2266＞	ＪＲ「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

成年後見制度利用支援事業 者 知 精

〔対象者〕
知的障害のある人、精神障害のある人で、成年後見制度の利用を必要とする方
〔内容〕
市長が後見開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、その申立て費用や後見人等への報酬を助成します。
〔窓口〕
（市長申立て）
各区役所　高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
（本人・親族申立て）
成年後見支援センター（67頁）

成年後見支援センター 者 知 精

〔対象者〕
知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方やその家族等
〔内容〕
成年後見制度の利用に向けた相談や後見人等の活動のアドバイスを行います。原則として相談は無料です。
〔窓口〕

名　　称	所　在　地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市成年後見支援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1－6 （ウェルとばた3階）	093-882-9123 ＜093-884-0322＞	ＪＲ「戸畑駅」 バス「戸畑駅」